教職員内部通報・業務改善窓口に県費負担教職員から連絡があった場合の対応フロー

県費負担教職員（以下「連絡者」という。）

↓ 連　絡（誹謗中傷は除く）

教育長 ⇄ 報　告 / 指　示 ⇄ 教育行政監察担当参事及び担当職員

↓

○ 当該市町村が所管しており、当該市町村が対応すべき内容

(例)・学校の予算に関すること。
・学校の校舎、設備に関すること。
・市町村が定めた条例・規則等に関すること。
・市町村教育委員会の職員に関すること。
・市町村教育委員会の指導内容に関すること。

調査を行わない旨の連絡及び当該市町村教育委員会を紹介（又は橋渡し）

↓

連　絡　者

○ 県費負担教職員が法令に違反する行為や社会通念に照らして不適正な行為をしていると疑われる内容

児童生徒の指導に関すること。

事案に応じて

原則として当該市町村教育委員会と連携して調査（内容によっては単独で調査）する旨連絡

↓

連　絡　者

↓

単独で調査を行う必要がある場合、連絡者が市町村教育委員会との連携に同意しない場合

市町村教育委員会には非通知

連絡者が市町村教育委員会との連携に同意する場合

市町村教育委員会との連携

↓

学校等関係機関の調査
＜必要に応じて有識者の意見を聴取＞

↓

調査結果の教育長への報告、連絡者への連絡
＜必要に応じて改善指導＞

↓

審査会に報告　　受付件数の公表

ポ イ ン ト

＜制度の目的＞
- 不正の防止
- 業務改善の推進

＜留意点＞
- 連絡者の保護
- 市町村教育委員会の主体性の尊重